

特定特恵鉱工業產品等の輸入額等
 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

項目名	品目	主な品名	限度額等	輸入額等	単位	係数	備考
1	関税定率法別表(以下この表において「関税率表」という。)第2825.80号に掲げる物品のうち 三酸化アンチモン	三酸化アンチモン	2,989,105	2,164,000	KG	0.0	平成22年5月18日 適用停止 中華人民共和国
2	関税率表第2849.10号に掲げる物品 関税率表第2849.90号に掲げる物品のうち 炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの 関税率表第2852.00号の2の(3)に掲げる物品 のうち 水銀の炭化物	カーバイド等	824,255	968,089	千円	0.0	平成22年6月16日 適用停止 全特恵受益国等
3	関税率表第2905.44号に掲げる物品	ソルビトール	1,130,530	579,434	千円	0.2	平成22年8月17日 適用停止 中華人民共和国 平成23年2月16日 適用停止 タイ
4	関税率表第2906.11号に掲げる物品	メントール	286,234	156,822	千円	0.8	平成22年6月16日 適用停止 中華人民共和国 平成22年7月16日 適用停止 インド
5	関税率表第2918.14号に掲げる物品	くえん酸	185,166	498,414	千円	0.6	平成22年5月18日 適用停止 全特恵受益国等
6	関税率表第2918.15号の1に掲げる物品	くえん酸カルシウム	10,139	7,640	千円	0.0	平成22年5月18日 適用停止 中華人民共和国
7	関税率表第2922.42号の1に掲げる物品	グルタミン酸ソーダ	1,064,094	702,531	千円	0.8	平成22年6月16日 適用停止 ブラジル 平成22年9月16日 適用停止 中華人民共和国
8	関税率表第3301.25号の1の(2)に掲げる物品	ペパーミント油 (メンタ・アルペニシスから採取したもので、総メントールの含有量が65%以下のもの)	44,683	39,761	千円	0.6	平成22年5月18日 適用停止 インド 平成22年7月16日 適用停止 中華人民共和国
9	関税率表第3502.11号又は第3502.19号に掲げる物品	卵白	1,174,587	542,131	千円	0.6	平成22年9月16日 適用停止 インド 平成23年2月16日 適用停止 ブラジル
10	関税率表第3505.10号の1に掲げる物品	でんぶん誘導体	13,988,916	3,304,136	千円	0.0	
11	関税率表第3505.10号の2又は第3505.20号に掲げる物品	デキストリン、デキストリングルー等	199,270	845,844	千円	0.2	平成22年5月18日 適用停止 全特恵受益国等
12	関税率表第36.04項に掲げる物品	花火等	1,621,020	417,815	千円	0.0	平成22年5月18日 適用停止 中華人民共和国

項目名	品目	主な品名	限度額等	輸入額等	単位	係数	備考
1 3	関税率表第39.01項から第39.04項まで、第39.06項又は第3911.10号に掲げる物品のうち塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの 関税率表第3914.00号に掲げる物品のうちポリスチレンのもの及びアクリル樹脂のもの	ポリエチレン、ポリスチレン等の塊、粉、粒、フレーク等	22,051,945	10,233,446	千円	0.2	平成22年10月16日適用停止 タイ 平成23年3月16日適用停止 中華人民共和国
1 4	関税率表第3006.91号及び第3926.90号の2に掲げる物品のうちストリップを織つたもの(両面をすべてプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。)	クロスシート	1,575,415	945,871	千円	0.2	平成22年5月18日適用停止 中華人民共和国
1 5	関税率表第4114.20号に掲げる物品	パテントレザー等	16,163	4,884	千円	0.6	平成22年8月17日適用停止 パキスタン
1 6	関税率表第41類に掲げる物品(関税率表第4101.20号の2、第4101.50号の2、第4101.90号の2、第4104.11号の2、第4104.19号の2、第4104.41号の1の(2)及び2、第4104.49号の1の(2)及び2、第4105.30号の1、第4106.22号の1、第4107.11号の2、第4107.12号の2、第4107.19号の2、第4107.91号の2、第4107.92号の2、第4107.99号の2、第4112.00号の2の(1)、第4113.10号の2の(1)並びに第4114.20号に掲げる物品を除く。)	原皮及び革	2,010,532	242,173	千円	0.2	
1 7	関税率表第4202.11号、第4202.12号、第4202.21号、第4202.22号、第4202.29号、第4202.31号、第4202.32号、第4202.91号、第4202.92号又は第9605.00号に掲げる物品	トランク、スーツケース等	8,011,867	16,141,277	千円	0.8	平成22年5月18日適用停止 全特恵受益国等
1 8	関税率表第4205.00号の2又は第9305.99号の1に掲げる物品	コンボジションレザー製品等	747,783	219,461	千円	0.6	平成22年9月16日適用停止 中華人民共和国
1 9	関税率表第42類に掲げる物品(関税率表第42.03項に掲げる物品並びに第17項及び第18項に掲げるものを除く。)	革製品(第42.03項、第17項及び第18項のものを除く。)	545,371	485,725	千円	0.2	平成22年5月18日適用停止 中華人民共和国
2 0	関税率表第4302.11号に掲げる物品 関税率表第4302.19号、第4302.20号又は第4302.30号の2に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの	毛皮(なめしたものの)	630,429	45,363	千円	0.2	
2 1	関税率表第4302.30号の1、第4303.10号又は第4303.90号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの	衣類等の毛皮製品	1,364,805	856,331	千円	0.6	平成22年6月16日適用停止 中華人民共和国
2 2	関税率表第4403.99号の1に掲げる物品	桐(その他のもの)	256,010	0	千円	0.0	
2 3	関税率表第4407.25号、第4407.26号、第4407.29号の1又は第4407.99号の1に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの 関税率表第4409.29号の3の(1)に掲げる物品	ふたばがき科の熱帯産木材(かんながけし又はやすりがけしたもの)等	17,550,894	0	千円	0.0	
2 4	関税率表第4407.25号、第4407.26号、第4407.29号の1又は第4407.99号の1に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの以外のもの	ふたばがき科の熱帯産木材(第23項のものを除く。)	155,668	0	千円	0.6	
2 5	関税率表第4408.10号の2の(2)、第4408.31号の2、第4408.39号の4の(2)又は第4408.90号の2の(2)に掲げる物品のうち 合板用单板	合板用单板	2,009,098	336,135	千円	0.6	

項目名	品目	主な品名	限度額等	輸入額等	単位	係数	備考
2 6	関税率表第4408.10号の2の(2)、第4408.31号の2、第4408.39号の4の(2)又は第4408.90号の2の(2)に掲げる物品のうち 合板用单板以外のもの 関税率表第4408.39号の1の(2)又は第4408.90号の1の(2)に掲げる物品	薄板(第25項のものを除く。)	4,332,892	1,040,818	千円	0.0	平成22年8月17日 適用停止 中華人民共和国
2 7	関税率表第4409.21号の1又は第4421.90号の1に掲げる物品	竹製の引抜材、竹製の串	367,436	215,934	千円	0.6	平成22年5月18日 適用停止 中華人民共和国
2 8	関税率表第44.10項又は第44.11項に掲げる物品	パーティクルボード等	9,202,556	358,625	千円	0.6	
2 9	関税率表第4408.10号の2の(1)、第4408.31号の1、第4408.39号の1の(1)、3の(1)若しくは4の(1)、第4408.90号の1の(1)若しくは2の(1)、第4412.10号の2、第4412.94号、第4412.99号又は第4420.90号の1に掲げる物品	積層木材等	6,934,593	2,696,475	千円	0.6	平成22年5月18日 適用停止 中華人民共和国
3 0	関税率表第4418.90号の2の(2)に掲げる物品のうち 欄間	欄間	824,419	17,987	千円	0.0	
3 1	関税率表第4419.00号の1に掲げる物品	割りばし	1,650,503	1,715,910	千円	0.6	平成22年6月16日 適用停止 全特恵受益国等
3 2	関税率表第4421.90号の3の(1)に掲げる物品	かりん、つけ等の木製品	280,780	9,124	千円	0.0	
3 3	関税率表第44類に掲げる物品(関税率表第4412.10号の1、第4412.31号、第4412.32号及び第4412.39号に掲げる物品並びに第22項から第32項までに掲げるものを除く。)	木材及びその製品(第4412.10号の1、第4412.31号、第4412.32号及び第4412.39号に掲げる物品並びに第22項から第32項までのものを除く。)	76,347,516	19,714,903	千円	0.0	平成22年8月17日 適用停止 中華人民共和国
3 4	関税率表第4602.11号、第4602.12号又は第4602.19号の1に掲げる物品 関税率表第4602.19号の2に掲げる物品のうち 畳床以外のもの	かご細工物等(畳床のものを除く。)	2,785,534	1,139,513	千円	0.6	平成22年5月18日 適用停止 中華人民共和国
3 5	削除						
3 6	関税率表第5006.00号の2、第5007.10号又は第5803.00号の2の(1)に掲げる物品	絹ノイル織物等	36,508	8,617	千円	0.0	平成22年11月16日 適用停止 インド
3 7	関税率表第51.06項に掲げる物品	紡毛糸(小売用のものを除く。)	249,466	73,741	千円	0.6	平成22年7月16日 適用停止 中華人民共和国
3 8	関税率表第51.07項に掲げる物品	梳毛糸(小売用のものを除く。)	1,472,319	926,688	千円	0.6	平成22年5月18日 適用停止 中華人民共和国 平成23年3月16日 適用停止 インド
3 9	関税率表第5111.11号の1、第5111.19号の1、第5111.20号の1、第5111.30号の1、第5111.90号の1、第5112.11号の1、第5112.19号の1、第5112.20号の1、第5112.30号の1又は第5112.90号の1に掲げる物品	紡毛織物及び梳毛織物(絹の重量が全重量の10%を超えるもの)	1,272	27,835	千円	0.6	平成22年5月18日 適用停止 全特恵受益国等

項目名	品目	主な品名	限度額等	輸入額等	単位	係数	備考
4 0	関税率表第51.11項又は第51.12項に掲げる物品（第39項に掲げるものを除く。）	紡毛織物及び梳毛織物（第39項のものを除く。）	3,935,486	1,338,607	千円	0.6	平成22年6月16日 適用停止 中華人民共和国
4 1	関税率表第52.04項、第5205.11号の1、第5205.12号の1、第5205.13号の1、第5205.14号の1、第5205.15号の1、第5205.21号の1、第5205.22号の1、第5205.23号の1、第5205.24号の1、第5205.26号の1、第5205.27号の1、第5205.28号の1、第5205.31号の1、第5205.32号の1、第5205.33号の1、第5205.34号の1、第5205.35号の1、第5205.41号の1、第5205.42号の1、第5205.43号の1、第5205.44号の1、第5205.46号の1、第5205.47号の1、第5205.48号の1、第5206.11号の1、第5206.12号の1、第5206.13号の1、第5206.14号の1、第5206.15号の1、第5206.21号の1、第5206.22号の1、第5206.23号の1、第5206.24号の1、第5206.25号の1、第5206.31号の1、第5206.32号の1、第5206.33号の1、第5206.34号の1、第5206.35号の1、第5206.41号の1、第5206.42号の1、第5206.43号の1、第5206.44号の1、第5206.45号の1、第5207.10号の1若しくは2の（1）、第5207.90号の1若しくは2の（1）、第5802.11号、第5802.19号又は第5803.00号の1に掲げる物品	綿糸（合成纖維等の重量が全重量の10%を超えるもの）等	291,852	279,190	千円	0.6	平成22年5月18日 適用停止 中華人民共和国 平成22年9月16日 適用停止 インド
4 2	関税率表第53.09項又は第5311.00号の1に掲げる物品 関税率表第5308.90号の2に掲げる物品のうち ラミー糸	亜麻糸、ラミー糸及びこれらの織物	537,964	214,944	千円	0.2	平成22年5月18日 適用停止 中華人民共和国
4 3	関税率表第5402.20号の2の（1）、第5402.33号の2の（1）、第5402.46号の2の（1）、第5402.47号の2の（1）、第5402.52号の2の（1）又は第5402.62号の2の（1）に掲げる物品 関税率表第5402.44号の2の（2）に掲げる物品のうち ポリエステルのもの	ポリエステルの長纖維の糸（絹の重量が全重量の10%を超えるもの以外のもの）	943,917	377,098	千円	0.6	平成22年5月18日 適用停止 中華人民共和国
4 4	関税率表第54.07項、第54.08項又は第5811.00号の2の（1）若しくは（3）に掲げる物品	合成纖維の長纖維の糸の織物	1,578,942	738,548	千円	0.8	平成22年6月16日 適用停止 中華人民共和国
4 5	関税率表第54類に掲げる物品（第43項及び第44項に掲げるものを除く。） 関税率表第5604.90号の1の（2）のB又は3に掲げる物品	人造纖維の長纖維の糸及び織物（第43項及び第44項のものを除く。）	2,315,086	769,615	千円	0.2	平成22年6月16日 適用停止 中華人民共和国
4 6	関税率表第55.12項から第55.16項まで又は第5801.31号の2に掲げる物品	合成纖維の短纖維の織物	1,730,714	590,737	千円	0.8	平成22年6月16日 適用停止 中華人民共和国
4 7	関税率表第55類に掲げる物品（第46項に掲げるものを除く。）	人造纖維の短纖維及びその織物（第46項のものを除く。）	1,665,742	1,193,398	千円	0.6	平成22年6月16日 適用停止 中華人民共和国 平成23年3月16日 適用停止 インド
4 8	関税率表第5607.21号、第5607.29号、第5607.41号、第5607.49号又は第5607.50号に掲げる物品 関税率表第5607.90号の2に掲げる物品のうち アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他 の硬質纖維のもの以外のもの	ひも、綱及びケーブル	236,712	237,867	千円	0.6	平成22年6月16日 適用停止 全特惠受益国等

項目名	品目	主な品名	限度額等	輸入額等	単位	係数	備考
4 9	関税率表第57.01項に掲げる物品	じゅうたんその他 の床用敷物（結び パイルのもの）	7,132,639	3,623,833	千円	0.2	
5 0	関税率表第5702.10号、第5702.31号、第 5702.32号、第5702.39号、第5702. 41号、第5702.42号、第5702.49号、第 5702.50号、第5702.91号、第5702. 92号、第5702.99号、第57.03項又は第5 705.00号に掲げる物品	じゅうたんその他 の床用敷物（その 他のもの）	11,858,795	6,327,822	千円	0.6	平成22年6月16日 適用停止 中華人民共和国
5 1	関税率表第5806.10号、第5806.31号、第 5806.32号の2、第5806.39号又は第58 06.40号に掲げる物品	細幅織物等	490,619	148,526	千円	0.8	平成22年6月16日 適用停止 中華人民共和国
5 2	関税率表第60.01項、第6002.40号、第60 .03項、第6004.10号、第60.05項又は第 60.06項に掲げる物品 関税率表第3006.10号の2の(2)、第6002 .90号又は第6004.90号に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの以外のもの	メリヤス編物及び クロセ編物等	877,897	269,556	千円	0.8	平成22年6月16日 適用停止 中華人民共和国
5 3	関税率表第6209.20号の1、第6209.30号 の1、第6209.90号の1、第62.12項又は第 6216.00号に掲げる物品 関税率表第6217.10号に掲げる物品のうち 靴下類	コルセット、手袋 及びくつ下類等	10,069,344	5,567,352	千円	0.0	平成22年5月18日 適用停止 中華人民共和国
5 4	関税率表第6209.20号の2の(2)のA、第62 09.30号の2の(2)のA、第6209.90号の 2の(2)のA又は第6217.90号に掲げる物品 関税率表第6217.10号に掲げる物品のうち 靴下類以外のもの	衣類の附属品等	693,622	338,289	千円	0.8	平成22年5月18日 適用停止 中華人民共和国
5 5	関税率表第62.13項に掲げる物品	ハンカチ	1,459,155	517,824	千円	0.2	平成22年5月18日 適用停止 中華人民共和国
5 6	関税率表第6215.10号に掲げる物品 関税率表第6307.90号の2に掲げる物品のうち 絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に 単に裁断したものに限る。）	絹製のネクタイ等	5,535,674	1,544,471	千円	0.0	平成22年8月17日 適用停止 中華人民共和国
5 7	関税率表第6301.20号、第6301.30号、第 6301.40号又は第6301.90号に掲げる物品	毛布及びひざ掛け (電気毛布を除 <)。	5,295,735	1,966,094	千円	0.2	平成22年6月16日 適用停止 中華人民共和国
5 8	関税率表第6302.21号、第6302.29号、第 6302.31号、第6302.39号、第6302. 51号、第6302.59号、第6302.60号、第 6302.91号、第6302.99号、第6303. 91号、第6303.99号、第6304.19号、第 6304.92号又は第6304.99号に掲げる物品 関税率表第6302.22号、第6302.32号、第 6302.53号、第6302.93号、第6303. 92号又は第6304.93号に掲げる物品のうち 不織布製のもの以外のもの	ベッドリネン、 テーブルリネン等	4,438,301	10,409,639	千円	0.8	平成22年5月18日 適用停止 全特惠受益国等
5 9	関税率表第6405.10号の3、第6405.20号 又は第6405.90号の2に掲げる物品	はき物等及びこれ らの部分品	619,140	318,076	千円	0.0	平成22年5月18日 適用停止 中華人民共和国
6 0	関税率表第66.01項又は第6603.20号に掲げ る物品	傘及び傘の部分品 等	49,566	5,098,918	千円	0.0	平成22年5月18日 適用停止 全特惠受益国等
6 1	関税率表第67.02項に掲げる物品	人造の花、葉等及 びこれらの部分品	1,845,977	762,098	千円	0.2	平成22年5月18日 適用停止 中華人民共和国

項目名	品目	主な品名	限度額等	輸入額等	単位	係数	備考
6 2	関税率表第70.18項に掲げる物品	ガラス製のビーズ、模造貴石等	364,604	128,417	千円	0.0	平成22年6月16日 適用停止 中華人民共和国
6 3	関税率表第71.13項に掲げる物品	身辺用細貨類及びその部分品	5,955,645	3,001,328	千円	0.4	平成22年8月17日 適用停止 中華人民共和国 平成23年2月16日 適用停止 インド
6 4	関税率表第7117.19号、第7117.90号の1又は第9113.90号の2の(1)に掲げる物品	身辺用模造細貨類	1,507,466	568,721	千円	0.2	平成22年7月16日 適用停止 中華人民共和国
6 5	関税率表第7202.11号又は第7202.19号に掲げる物品	フェロマンガン	21,312,446	15,748,029	KG	0.8	平成22年10月16日 適用停止 南アフリカ共和国 平成22年12月16日 適用停止 インド
6 6	関税率表第7202.30号、第7202.50号、第7202.70号、第7202.80号、第7202.91号又は第7202.92号に掲げる物品 関税率表第7202.99号に掲げる物品のうち りん鉄以外のもの	フェロシリコマンガン等その他のフェロアロイ	50,543,345	52,814,388	KG	0.8	平成22年5月18日 適用停止 インド 平成22年8月17日 適用停止 中華人民共和国
6 7	関税率表第7202.49号に掲げる物品	フェロクロム (炭素の含有量が全重量の4%を超えるもの以外のもの)	23,881,221	6,799,399	KG	0.6	平成23年2月16日 適用停止 南アフリカ共和国
6 8	関税率表第7202.60号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の33%未満のもの	フェロニッケル (ニッケルの含有量が全重量の33%未満のもの)	3,508,186	533,780	KG	0.0	
6 9	関税率表第7202.60号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の33%未満のもの以外のもの	フェロニッケル (ニッケルの含有量が全重量の33%未満のもの以外のもの)	1,145,018	326,000	KG	0.0	平成22年9月16日 適用停止 コロンビア
7 0	関税率表第7403.11号、第7403.12号又は 第7403.13号に掲げる物品 関税率表第7403.19号に掲げる物品のうち 精鍊用のもの(銅の含有量が全重量の99.8%以下 のものに限る。)以外のもの	精製銅	49,136,429	0	KG	0.6	
7 1	関税率表第7407.10号、第7407.21号、第 7408.11号、第7408.19号又は第7408 .21号に掲げる物品 関税率表第7407.29号の2又は第7408.29 号に掲げる物品のうち 銅・すず合金(青銅)のもの	銅の棒、形材及び線	5,581,056	1,358,597	KG	0.0	平成22年11月16日 適用停止 中華人民共和国
7 2	関税率表第7409.11号、第7409.19号、第 7409.40号、第7409.90号、第74.10 項又は第7411.10号に掲げる物品	銅のはく及び精製銅の板、管等	6,216,095	1,738,933	千円	0.0	平成22年7月16日 適用停止 中華人民共和国
7 3	関税率表第7501.20号の1又は第7502.10 号に掲げる物品	ニッケルの塊	30,281,753	11,781,159	KG	0.6	
7 4	関税率表第76類に掲げる物品	アルミニウム及び その製品	11,694,260	4,464,991	千円	0.0	平成22年5月18日 適用停止 中華人民共和国

項目	品目	主な品名	限度額等	輸入額等	単位	係数	備考
75	関税率表第7801.10号に掲げる物品	鉛の塊	7,914,460	0	KG	0.2	
76	関税率表第79.01項に掲げる物品	亜鉛の塊	25,587,439	12,822,723	KG	0.4	平成22年9月16日 適用停止 ペルー
77	関税率表第81.03項、第8106.00号、第81.07項、第8108.90号、第8111.00号、 第8112.21号、第8112.22号、第8112. .29号、第8112.51号、第8112.52号、 第8112.59号、第8112.92号、第8112. .99号又は第8113.00号に掲げる物品	その他の卑金属及びその製品	7,325,997	6,737,283	千円	0.0	平成22年5月18日 適用停止 中華人民共和国 平成22年10月16日 適用停止 南アフリカ共和国
78	関税率表第9401.90号の1又は第9404.10号に掲げる物品	腰掛けの部分品 (革製のもの)、マットレスサポート	220,417	407,978	千円	0.0	平成22年5月18日 適用停止 全特恵受益国等
79	削除						
80	削除						
81	関税率表第9603.21号、第9603.29号、第9603.30号、第9603.40号、第9603.50号又は第9603.90号に掲げる物品	ほうき及びブラシ (非植物性材料のもの)	5,186,609	2,933,297	千円	0.0	平成22年6月16日 適用停止 中華人民共和国

備考

1. 「限度額等」欄に掲げる額又は数量は、「関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の4第1項の規定に基づき、平成22年度における限度額等を定める件」（平成22年財務省告示第117号）により定められたものである。
2. 「輸入額等」欄に掲げる額又は数量は、平成23年3月末現在のものである。
3. 係数とは関税暫定措置法別表第3に定める係数であり、一般税率にこの係数を乗じたものが、特惠税率（係数0.0のものは無税）となる。
4. 「備考」欄に「平成 年 月 日適用停止 全特恵受益国等又は特定国名」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成23年3月31日まで全特恵受益国等又は当該特定国に対して特恵関税の適用が停止されているものであることを示す。